

## 第17回大空町農業委員会総会議事録

令和6年10月25日 第17回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

### 1. 委員の出欠状況

#### (1) 出席者

1番 斎藤 宏幸	2番 上田 英樹	3番 渡辺 誠
4番 古田 牧子	5番 児山 高	6番 渡邊 恵二
7番 小川 一浩	8番 福田 英信	9番 福田 重幸
10番 佐久間 仁	12番 真鍋 剛	13番 佐々木 経一
14番 森 英章	15番 仲西 政克	16番 高橋 敬義
17番 長尾 照幸	18番 追分 敏行	20番 遠藤 哲也
21番 佐野 一義	22番 先崎 教之	23番 丹羽 真治
24番 石田 正俊		

#### (2) 欠席者

11番 増子 昭雄	19番 岡本 シゲ子
-----------	------------

### 2. 職員等の出欠状況

事務局長 石川 大樹	主査 戸井 裕之	主事 仙石 陸
------------	----------	---------

## 第17回大空町農業委員会総会議事録

午後2時00分

石川局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第17回総会を開催いたしたいと存じます。</p> <p>会議日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。</p> <p>前文から朗読いたします、よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>(農業委員会憲章朗読)</p>
石川局長	<p>次に、石田会長よりご挨拶申し上げます。</p>
石田会長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>10月になり収穫期も終盤を迎えております。</p> <p>委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、第17回農業委員会総会への出席、誠にありがとうございます。</p> <p>去る10月20日には、早朝に初雪も降り、寒い中でしたが、JA女満別農業青年部主催によりまして、収穫感謝まつりが開催されました。野菜販売、屋台キッチンカーなどが出店され、女満別小学校の金管クラブ演奏、龍舞隊の演舞と趣向を凝らされた大変良いお祭りでありました。</p> <p>さて、10月に入りまして、定期的にまとまった雨が降りまして、作業の中断を余儀なくされているところであります、苦労しながらも作業が進んでいるところではないかと思っております。これから先、しばらくは雨が降らない予報ですので、収穫作業も順調に進むのではないかと思っております。</p> <p>10月も残すところ僅かになりましたが、まだまだ収穫作業が残っていますので、お身体にお気をつけて、怪我なく作業が終わりますことをご祈念申し上げて、総会前の挨拶といたします。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p>
石川局長	<p>9月25日開催の第16回総会後の活動状況報告について、お手元に配付の資料によりご説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>
石田会長	<p>ただ今より、第17回農業委員会総会を開催いたします。</p>

	<p>(午後2時05分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局長。</p>
石川局長	<p>ただいまの出席委員は、22名であります。 増子委員、岡本委員から欠席の旨の連絡がありました。 「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。 本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第5号まで計14件であります。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、16番高橋敬義委員、17番長尾照幸委員を指名いたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
戸井主査	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和6年10月25日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p>
	<p><b>【議案第1号所有権移転関係1番朗読】</b> この案件につきましては、譲受人の規模拡大に伴う新規案件でございます。図面につきましては、1ページに掲載しておりますので、ご確認ください。 農地法第3条第2項の許可出来ない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>この件について、第1地区委員より補足説明があればお願ひします。</p>

地区委員	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。以上です。
石田会長	これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号所有権移転関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に所有権移転関係 2 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	<b>【議案第 1 号所有権移転関係 2 番朗読】</b> この案件につきましては、賃貸借していた農地の売買案件でございます。図面については賃貸借地であったことから省略しております。 農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第 1 地区委員より補足説明があればお願ひします。
地区委員	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。以上です。
石田会長	これより所有権移転関係 2 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)

石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより、議案第1号所有権移転関係2番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」を議題とします。</p> <p>1番について、提案理由の説明を求める事務局。</p>
戸井主査	<p>議案第2号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第15条第1項及び同条第2項に基づく調整を行った結果、農地中間管理機構による買入れが必要であると認め、下記のとおり大空町長に対し買入協議の通知をするよう要請することについて審議を求める。令和6年10月25日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p>
	<p><b>【議案第2号1番朗読】</b></p> <p>この件につきましては、賃貸借していた農地の売買案件となっております。</p> <p>あっせんの申出を受け、3月13日に第1地区農業委員さんによりあっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買支援事業を活用したいとの申し出がありまして、協議したところ、公社への買入協議要請が適当、と至ったところであります。</p> <p>なお、公社買入後の一時貸付予定者につきましては、東藻琴山園地区の○○氏になってございます。図面については2ページに掲載しておりますので、ご参照ください。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>この件について、第1地区委員より補足説明があればお願ひします。</p>
地区委員	<p>この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず、5年間農地中間管理機構に保有していただき、その後買い入れをすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>

石田会長	これより 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に 2 番から 6 番までについて、申出者が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	<b>【議案第 2 号 2 番から 6 番朗読】</b> 2 番から 6 番までの案件につきましては、新規案件となっております。 あっせんの申出を受け、10月3日に第4地区農業委員によりあっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買支援事業を活用したいとの申し出がありまして、協議したところ、公社への買入協議要請が適当、と至ったところでございます。 なお、公社買入後の一時貸付予定者につきましては、すべて大東地区で、2番○○氏、3番○○氏、4番○○氏、5番○○氏、6番○○氏となってございます。 図面につきましては、3ページから7ページに掲載をしておりますので、ご参照ください。 以上です。
石田会長	この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願ひします。
委員長	この案件につきまして申し出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず、5年間農地中間管理機構に保有していただき、その後買い入れをすることが適当と判断しました。 以上です。
石田会長	これより 2 番から 6 番までについて質疑に入ります。

委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号2番から6番までについて採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
仙石主事	<p>議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和6年10月25日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p>
	<p><b>【議案第3号利用権設定関係1番朗読】</b></p> <p>この案件につきましては、先々月の総会におきまして公社買入の議決をいただいている案件となっております。</p> <p>今後の一時貸付農家、○○さんでございますが、その貸付分に係るものでございます。ご審議のほどお願い申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号利用権設定関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

	<p>次に議案第4号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。 1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
戸井主査	<p>議案第4号「土地の現況証明願いについて」 土地の現況証明に関する規程（平成20年農業委員会訓令第3号）に基づき、下記のとおり申請書の提出があったので、その適否について審議を求める。令和6年10月25日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p>
	<p><b>【議案第4号1番朗読】</b></p> <p>この案件につきましては、10月17日に第2地区農業委員にて現地調査を行っており、農地採草放牧地以外であることを確認いただいております。図面につきましては、8ページに掲載してございますので、ご参照願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願ひします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、10月17日に第1地区農業委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。</p> <p>結果については、ただ今の事務局の説明のとおりであります。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第4号1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に2番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>

仙石主事	<p><b>【議案第4号2番朗読】</b></p> <p>この案件につきましては、9月19日に第3地区農業委員にて現地調査を行っており、農地採草放牧地以外であることをご確認いただいております。図面につきましては、9ページに掲載をしておりますので、ご参照願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願ひします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、9月19日に第3地区農業委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。</p> <p>結果については、ただ今の事務局の説明のとおりであります。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第4号2番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に3番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
仙石主事	<p><b>【議案第4号3番朗読】</b></p> <p>この案件につきましては、8月20日に第4地区農業委員にて現地調査を行っており、農地採草放牧地以外であることをご確認いただいております。図面につきましては、10ページに掲載をしておりますので、ご参照願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願ひします。</p>

委員長	当案件につきましては、8月20日に第4地区農業委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。 結果については、ただ今の事務局の説明のとおりであります。 以上です。
石田会長	これより3番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第4号3番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に4番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	<b>【議案第4号4番朗読】</b> この案件につきましては、10月17日に第4地区農業委員で現地調査を行っており、農地採草放牧地以外であることをご確認いただいております。図面につきましては、11ページに掲載をしておりますので、ご参照願います。 以上です。
石田会長	この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願ひします。
委員長	当案件につきましては、10月17日に第4地区農業委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。 結果については、ただ今の事務局の説明のとおりであります。 以上です。
石田会長	これより4番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)

石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第4号4番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第5号「農業委員会要望書について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川局長	議案第5号「農業委員会要望書について」のことについて、次のとおり決定したいので、審議を求める。令和6年10月25日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。  別紙のとおりということで、7ページから12ページまで要望書の案をお載せしております 内容につきましては、先月の委員協議会等におきましてお諮りをいたしまして、皆様のご承認をいただいているところでございます。本日は要望事項のみとさせていただきたいと思いますので、ご了承をお願い申し上げます。
	<b>【議案第5号要望書（案）説明】</b> 令和6年につきましては以上6項目としてございます。この要望書案を、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき令和6年の農業委員会要望書といたしまして、松川町長に対し提出させていただきたいと考えているところでございますので、この内容につきましてご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。 以上でございます。
石田会長	これより議案第5号について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第5号について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
仙石主事	報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則(平成20年農業委員会規則第1号)第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和6年10月25日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。
	<b>【報告第1号朗読】</b> 以上です。
石田会長	この件について何かご意見ございませんか。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて、報告第1号については終了いたします。 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。 これで総会を閉じます。 ご苦労様でした。
	(午後2時36分終了)